

Q&A

地方分権はなぜ必要なの？

Q 市民からすればサービス主体が、国だるうが市町村だるうとどちらでも良いと思うのですが、地方自治体への分権がなぜ必要なのでしょう。

そもそも地方分権とは……

・地方分権とは国の持っている権限や財源を市町村や県など、地方自治体に移すことでまちづくりや暮らしづくりに地域で暮らす人々の声を反映し実現していく仕組みです。

・地方分権が進み、地方と国が対等・協力の関係となれば、例えば、国は防衛、重要な外交など国にしかできない役割を果たすこととし、地方自治体は国等で定める画一の基準でなく、地域の実情をふまえた特色のある施策の推進に取り組むことが可能となります。

・確かに、同じ行政サービスであ

るならば、国が実施しようが、地方が実施しようが同じかもしれませんが、しかしながら、国は、住民から遠い存在であるため、正確かつタイムリーに住民のニーズを汲み取るのはかなり難しいと思われるます。

例えば、東京にいる国の職員が、鹿児島島の住民の望む道路を理解し、建設することができでしょうか。地方分権とは、こういう当たり前の疑問に答えることなのです。・このような趣旨をふまえ、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方自治体に委ねることを基本とするという考えかたに基づき、平成12年4月1日より地方分権一括法が施行されました。

一括法の施行に伴い
・機関委任事務制度の廃止
・地方自治体の処理する事務を自治事務（地方自治体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの）と法定受託事務（国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特

に定めるもの）とに再構成。

・機関委任事務制度の下での包括的指揮監督権の廃止等国の関与の見直し。
・県から市町村への権限移譲を推進するための「条例による事務処理の特例制度」の創設。
などの改正がおこなわれました。

・地方分権一括法の施行を契機に、自治事務を中心に条例制定権が拡充され、横浜市においても分権の趣旨をふまえ、地域住民のために特色ある条例の制定や政策を更に積極的に検討、実施することができるようになりました。

〈地方分権が推進されると地方自治体にどんなメリットがあるの？〉

・地方自治体にとっては地方分権の推進により自己決定権が拡充され、「住民の代表」である首長や地方議会の権能が強化されると共に、自治体に対する地域住民の監視・批判機能の重要性が増し、地方自治法上の首長公選制度や直接請求制度などを通じて住民がより主体的に地域づくりに参画してい

くことができるようになるというメリットが考えられます。

また、このような行政への住民参画が進むことで、地方自治体への行財政運営に対する監視機能も強化され、より無駄が少なく効率的な都市経営の確立も可能となります。

・更に国や都道府県、市町村間で行われていた事務の見直しに伴い、これまで必要とされた人的、時間的コストを大幅に削減し、他の行政サービスに振り分けることができるようになるというメリットが考えられます。

〈新しい時代にふさわしい地方自治の姿とは〉

・少子高齢化社会が進展し、地域ニーズが多様化、複雑化する中、進めるべき地方分権とは「地方にできることは地方に委ねる」という原則に基づき、国と地方の役割分担を明確化し、国は責任を持つべき国政上の重要課題に重点を移し、地域で解決できる問題はこれまで以上に地方自治体の自己決

*三位一体の改革

平成14年6月の経済財政諮問会議による「骨太の方針第二弾」で打ち出された国から地方への税財源移譲の際、「国庫補助・負担金の削減」、「税源の地方への移譲」、「地方交付税の見直し」を同時に行う方式。詳しくは26頁参照。

定・自己責任に委ね、個性豊かな地域社会の実現を目指すことです。
・地方分権が進んだ後の地方自治体には、これまで、国が遠いところから把握していた多様化、複雑化した地域ニーズを、もっと住民に近い立場で的確に把握することが求められるでしょう。

最近の地方分権の動向

これからの大都市制度のあり方を審議している第27次地方制度調査会に対しては「指定都市への権限移譲等について」、「指定都市の行政区の権限について」等についてのコメントを指定都市共同で表明しました。(H15 10・4)

また、地方税財源の三位一体の改革*の早期実現のため「国庫補助負担金は原則として廃止し、国から地方へ基幹税を基本とした税源移譲を実現するべき」という趣

旨の提言書を総務大臣に提出しました。(H15 10・9)

なお、本市においても市民ニーズに応じた施策を迅速に実行するため、市役所内部の分権化を進め、局区が権限と責任をもって必要な時に必要な施策が実行できるよう「横浜市役所分権宣言」を発表しています。(H14 7・17)

市役所の中でも「分権」が重要！

市役所内部の分権化を進めることにはどのような意義があるのでしょうか。

350万人という政令指定都市で最大規模の市民が暮らす大都市横浜においても、多様なニーズに的確に、迅速に対応するためには、市役所の局や区が、自らの権限と責任で判断し実行できなければ、時間がかかり、その効果が薄れて

しまうこととなります。

これらの課題をふまえ、横浜市は分権により局区・事業本部長に對しても権限・責任を移転し、局区の財源の配分や職員の配置などについて局区・事業本部が自立的に運営していけるようになることを、今後の中期的な目標としています。

「新時代行政プラン・アクションプラン」(平成15年10月公表)においては、「局と区が自律的に運営できる仕組みづくりと局・区の機構の再編」という重点改革項目を設け、基本的な考え方として時代の変化に沿った重点施策の変化への対応と権限・責任の局区への分権に沿った組織とするため、局と区の再編成を進めます。

例えば、予算については、全体的な調整の観点から、重点施策等を除き、包括的に配分された財源

の中で、決算と成果を重視した事業の見直しなどを主体的に行いながら、局区が自立的に予算を編成し、執行できるようにすることとされています。

職員配置、組織編成についても、枠的配分の中で自律的に資源再配分ができる仕組みとします。

また、区役所については、区長が区民生活の発展のための事業ができるよう分権を進めることにより、区の機能強化により一層対応した組織とすることを目指しています。

「新時代行政プラン」においては区役所については重点改革項目として「地域行政機能の拡大・強化」が示され、身近な市民サービスの拠点である区役所の仕事の分野を広げ、事業執行の権限・責任を強化することとされています。

このような分権で区役所の機能

を最大限拡充することにより、区長の予算、職員配置等に関する権限も拡充され、これまで以上に責任をもって区政運営にあたることのできるなどの効果が期待できます。

区役所機能強化の具体的取組については、「斬新かつ大胆なアイデアをもち実行力のある職員を庁内公募により区長に登用する」、「区役所が情報拠点として機能できるように強化する」、「区役所白書を発行し、区の主要事業の実績について区民の評価や意見を聴取し区政に反映する」等の内容が示されています。

このように市役所の中においても「分権」を進めることによって、住民の意向を適切に反映しやすくなり、住民に身近な行政を実現することができるとは思いません。

(都市経営局政策課調査系)